

# ぜん息患者医療費救済制度の 創設は喫緊の課題です！

環境省は1988年「公害は終わった」として全国41の公害指定地域を解除し、その後に発生した大気汚染公害被害者の救済の道を閉ざしました。大気汚染物質は、工場等を中心とするSO<sub>2</sub>（イオウ酸化物）から、自動車排ガスによるNO<sub>2</sub>（窒素酸化物）、SPM（浮遊粒子状物質）そしてPM<sub>2.5</sub>（微小粒子状物質）へと変化しました。それに伴って大気汚染による被害者の発生も幹線道路を中核とする道路網を形成する地域に変化しています。環境省の水・大気局は公害患者との協議の中でNO<sub>2</sub>が高濃度になる原因は何かの質問に対し、①自動車走行台数の多さ、②大型車の混入率の多さ、③二階建ての道路構造と併せて、沿道のビル等による閉塞空間がつくられること、④谷戸などの地形的条件に加え、接地逆転層の発生によって、汚染した空気が拡散しないことと答えています。

一方、司法の場では西淀川、川崎、尼崎、名古屋、東京の大気汚染公害裁判判決は、自動車排ガス公害と健康被害の因果関係を認め、道路の設置管理等の責任を厳しく断罪しました。特に川崎判決（2次～4次訴訟1998年）では、被害が「現在進行形」であることを認め、2000年には尼崎、名古屋判決で自動車排ガス「差し止め」判決が言い渡されました。これらの判決が示すものは、自動車排ガス汚染が現在進行形で引き続き深刻で、抜本的な公害対策が講じられなければ、新たな被害者が発生し続けることを告発したものです。新たに発生した被害者への救済制度創設は、喫緊の課題となっています。

## 国、自動車メーカーは社会的責任を果たせ！

2月18日、全国公害患者会の会連合会（大気汚染公害の被害者でつくる会）は、ぜん息で苦しむ患者が安心してぜん息治療を受けられるため、国に「ぜん息患者医療費救済制度」の創設を求め公害等調整委員会に「公害調停」を申立てました。

国（環境省）と自動車メーカー7社を相手に、申立てたのは、埼玉、千葉、東京、川崎、横浜、名古屋、大阪のぜん息患者合計94人（今後も追加申立ての予定）です。

国には、「ぜん息患者の医療費救済制度の創設」を、自動車メーカーには、制度を維持するため相応の財源拠出を求めています。

患者会は、制度の実現によって、自動車排出ガス（特にディーゼル車）による大気汚染の根絶を図り、より良い環境をつくりたいと考えています。



ぜん息でお悩みの方！あなたも「公害調停」に参加しませんか